

名古屋港管理組合指名競争入札実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、本組合が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負を除く。）に係る指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定めるものとする。

第2 指名の原則

指名は、次に掲げる事項を原則として行うものとする。

- （1）契約案件の内容に最も適していると判断される業種に登載されているものから指名すること。
- （2）経営規模、実行能力等を勘案し、業者の履行能力が概ね同等の者を指名すること。
- （3）地元中小企業者の受注の機会の増大に配慮するものとする。

第3 判断する事項

指名を行うに当たっては、入札参加者につき、次に掲げる事項を調査し、その契約に係る適格性を判断するものとする。

- （1）経営及び信用の状況
- （2）履行能力
- （3）国、愛知県、名古屋市をはじめとする官公庁（公益法人等含む。）での実績
- （4）その他適格性を判断するのに必要な事項

第4 制限

次の各号のいずれかに該当する者については、指名することができない。

- （1）不誠実な行為を行った者
- （2）本組合から指名停止の措置を受けている者
- （3）日刊紙等の情報から経営の状況が著しく不健全であると思われる者
- （4）その他第3判断する事項から不適切であると認められる者

第5 指名業者数

指名しようとする業者数については、名古屋港管理組合財務規則第147条第1項の規定による。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

第6 その他

契約案件の内容が特殊である等、特別な理由がある場合は、この基準を適用しないことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。